

平成 19 年度岡山県包括外部監査結果報告書概要

包括外部監査人 河 村 英 紀

第 1 章 包括外部監査の概要

1 選定した特定の事件（監査テーマ）

「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」（原則平成 18 年度）

2 テーマを選定した理由

岡山県では、公の施設について、民間活力を積極的に活用して、サービス水準の向上や管理の効率性を図る観点から、平成 15 年 6 月の地方自治法（以下「自治法」という）の一部改正により創設された指定管理者制度の導入を進めている。既に、平成 18 年度までに、従来管理委託を行っていた 97 施設及び新設の 5 施設に指定管理者制度が導入され、新たに、平成 19 年度以降もこれまで岡山県が直接管理運営を行っている 10 施設について指定管理者制度が導入されることが予定されている（うち 6 施設については同 19 年 4 月から導入された。）。

指定管理者制度は、民間活力の導入による質の高いサービスの提供と地方自治体の経費の削減を主たる目的で導入されたものであるが、上記目的を達するために、指定管理者の指定の手続、管理運営業務の内容、指定管理料等について適切であるか否か、また種々の問題点が指摘されていた従前の管理委託制度（特に委託料の取扱い）と単に支出項目が変わっただけか否かを検討する必要がある。

特に、岡山県では現在指定管理者制度が導入されている施設の大半は指定期間が平成 21 年 3 月 31 日までとされており、同 20 年度から新たに指定替えの手続に入ることが予定されているため、早急に検討する必要がある。

3 監査のチェック項目

岡山県の公の施設について自治法の一部改正により新たに設けられた指定管理者制度に関する事務及び指定管理者の管理運営事務について、その合规性、妥当性、経済性、効率性、手続の公正性を中心に監査することとし、具体的には、下記のチェック項目を念頭において、調査、検討した。

記

1 指定管理者制度を導入した合理性があるか。

そもそも県の「公の施設」としての必要性があるか、譲渡、廃止は可能か。

2 選定手続は適正か。

（1）公募・非公募の別とその決定手続の適正性及び非公募の理由は適正か。

（2）公募手続は適正か（実質的な公募手続となっているか）。

募集方法、期間は適切か。

（3）選定委員会の構成等は適切か。

その構成メンバーの決め方と実際の構成メンバーは適正か

選定方法は適正か。

(4) 選定基準は適正か。

各審査項目、配点基準は適正か。

合格最低ラインは設定しているか。

先入観等の排除についての配慮がなされているか。

3 条例、協定書の内容の問題点について

(1) 予定価格・指定管理料の上限の算定は適切か。

(2) 再委託は適切か。

(3) 債務負担行為の設定はなされているか。

(4) 指定管理料の積算根拠(単価と数量)は適正か。

(5) 指定管理料の精算の有無

(6) リスク管理、リスク回避の条項は適切か。

4 施設の収支状況について

(1) 支出(人件費、委託料)と収入(利用料金収入、指定管理料収入)のバランスの妥当性

(2) 指定管理料の設定の妥当性

(3) 利用料金の金額の妥当性

5 サービスの向上について

(1) 効率的運営(開館・利用時間、使用料、職員の配置等)がなされているか。

(2) 利用状況、利用者数の推移はどうか。

(3) 自主事業の有無

6 コスト削減効果はどうか。

指定管理料と従前の管理委託料(返還金控除後)、人件費、委託料等との比較

7 設置条例、協定に基づく適正な運営の検証がなされているか。

(1) 施設の管理運営状況

(2) 契約事務

(3) 物品の管理事務(現物確認、台帳等との照合)

第2章 岡山県における行財政改革と民間委託推進計画

岡山県では、危機的な県財政の建て直しのため、平成9年、同11年の2次にわたり、「岡山県行財政改革大綱」を策定し、歳出の削減、組織や事務事業の見直し、職員定数の削減、外郭団体の見直しなどの分野において行財政改革に取り組んできたが、歳出の急増に伴う危機から歳入の減少に伴う危機という新たな段階を迎え、平成15年11月、「第3次岡山県行財政改革大綱」を策定し、平成16年度から第3次行財政改革に着手し、さらに「スリムで効率的な県庁」の実現を改革の基本的視点として、平成17年12月、「改訂第3次岡山県行財政改革大綱」を策定した。

同大綱では、改革の具体的な取組の一つとして、「民間活力の積極的活用」を取り上げ、民間委託の推進とともに指定管理者制度の活用をうたっている。

さらに、民間委託の一層の推進を図るための平成19年1月、「民間委託推進計画」を策定し、同計画においても直営施設の管理運営のあり方を再検証するとしている。

第3章 岡山県における「公の施設」と指定管理者制度

岡山県は平成15年6月の自治法改正による「指定管理者制度」の導入を受けて、同17年5月には「指定管理者制度導入の手引」と題する指定管理者制度導入に関する運用指針を策定し、基本的な考え方を示すとともに、導入スケジュール、留意事項等を定めた。

第4章 監査に当たって

指定管理者制度の特質は、「競争原理の導入」と「契約によるコントロール」によって、「公の施設」の「効用の最大化」を図る点にある。

この「効用の最大化」を実現するためには、具体的にはどのような仕組み作りをすればよいか。

まず、「公の施設」の公益目的を再度問い直し、公益目的と効率的経営のバランス、すなわち利用者たる住民と納税者たる住民との公平を図りつつ、業務の範囲、管理基準、管理運営費の上限、利用料金制度の採否、指定管理の期間、リスクの分担、いわば当該施設に要求される仕様を確定しなければならない。

そのうえで、「競争原理の確保」のために、次の諸基準を満たす必要がある。

公開性、透明性の確保

明確性の確保

流動性の確保

公平性の確保

以上のように、競争原理が有効に機能したうえで選定された団体との間で双方の要求事項が合致した合理的な内容を協定書に落とし込み、「契約によるコントロール」をする必要がある。

基本的には以上述べた視点にたって監査する。

第5章 監査の結果及び意見

第1節 総論

1 岡山県における指定管理者制度導入状況の特徴

岡山県の指定管理者制度導入施設については、全国平均と比較して、その導入率は全国平均よりやや高く、また、その選定手続はオープンで、公募比率も高い。しかしながら、指定管理者の種別をみると、株式会社等の民間団体が指定管理者となっている割合は全国平均と比べて低い。

指定管理者導入施設の従前の管理状況が全国平均とほぼ同じで管理受託者の種別で元々公共団体が多く、従前の管理受託者が引き続き指定管理者となった割合が全国平均とほぼ同じであることを考えると、公募比率が高いにもかかわらず、指定管理者に民間団体が少ないのは、数字だけから公募の方法にも何らかの問題点があったのではないかと推測されることになる。

公募による選定手続自体について更に詳細な調査ならびに検討を要することになる。

2 総合所見

(1) 指定管理者制度導入についての総合的な運用指針について

ア 応募資格について

全く設定がない。

少なくとも当該自治体の議員、幹部職員が役員に就任している団体については、共通の公平性確保の要件としては除外する旨を明記すべきであろう。

イ 公募の手續、公募の期間について

この点についても全く明記されていない。

少なくとも、募集要項の標準モデル、広報、情報開示の手法、説明会の開催要領について、具体的に示した標準的なモデルを設定すべきである。

実際に、応募期間が平均的にみても30日間と短く、説明会の参加者が非常に少ないなど、民間業者が参入する障害となっていることは明らかである。

したがって、公募期間については、十分な情報を開示したうえで少なくとも2～3か月の期間は必要である。

ウ 選定委員会の構成、選定基準について

選定方法、基準、配点、選定委員会の構成についても具体的に明記されていない。

公正な審査、選定をするためには、各部局に任せきりにするのではなく、やはり、標準的な選定基準や審査の視点を設けるべきである。

選定委員会の構成については、原則として専門的な知見を有する外部有識者で構成するのが基本であり、少なくとも過半数を占める構成にすることは不可欠であり、これを明記すべきである。

エ 指定期間について

「手引き」においては、3年を標準とされている。

民間事業者が参入しようとする場合、例えば施設管理のための機材、機器の購入を考えると仮にリース契約をするにせよ3年では短か過ぎるし、また人材確保の点から考えても、3年は短か過ぎるもので、このような短期の設定は民間業者参入の障害になることは明らかであるし、またその成果、業績をみるにしても不十分といわざるを得ない。

公開性の確保の観点からは、せめて5年以上の期間を設定して、民間事業者が参入しやすい環境を整えるべきである。

(2) 対象施設における運用の状況について

ア 仕様の確定の観点

(ア) 選定基準については、当該施設の公益目的に照らして合理的なものを設定すべきである(意見)。

施設によっては、仕様確定の段階で、指定の前提となる「公の施設の目的」について、詰

めた検討がなされていないように思われる。

およそすべての公の施設に共通する公益的側面、すなわち、住民の平等な利用の確保、経営の安定性、安全管理、緊急時の対応、個人情報保護などは、重要な項目ではあるものの、いわば最低限要求されるものであり、これらはカットラインとして機能させるべきものである。

また、当該施設の設置目的の内容や性質に照らして、経済的側面とのバランスを図った配点がなされるべきである。

例えば、大きな娯楽設備を有する施設等では、住民サービスの向上とコスト削減が重点項目となるような審査基準を設定し、それらに重点を置いた配点基準とすべきである。

(イ) 指定管理の対象施設の切分けを再考すべきである(意見)。

同一敷地内にある施設をすべて一括管理すれば、経費の削減効果を期待でき、また、利用者サイドの視点からも、同じ敷地内にある施設のサービス向上につながると期待される。

また、逆に、岡山県グリーンヒルズ津山のように、対象施設を切り分けることを検討してもよいケースもある。いずれにせよ、公の施設の目的を不断に問い直し、対象施設の切分けを検討すべきである。

(ウ) 利用料金の見直しを検討すべきである(意見)。

利用料金の見直しを行うに当たっては、指定管理者の支出内容が真に必要であり妥当なものであるかを確かめた上で、施設の性格により検討が必要であると考えられる。

収益性が見込める施設

受益者負担の原則を前面に出し、施設の管理運営にかかる支出を可能な限り利用者から徴収する利用料金で賄い、県の負担(指定管理料等)を可能な限り小さくすることが考えられる。

収益性が見込めない施設

県の方針としてどの程度の利用者を望むかを明確にした上で、それに見合う利用料金を設定し、不足分を県の負担(指定管理料等)で賄うように考えることが必要である。

(エ) 管理運営費(指定管理料)の積算が管理委託当時と指定管理者制度導入後で変化していない施設が多い(意見)。

具体的には、他の民間事業者の人件費等のコスト情報を入手し、従来の管理委託コストと比較検討を行うことが必要である。他の民間事業者がない場合でも、同業種に属する企業の平均給与等を参考にして人件費を見積もることも可能である。このように比較検討を行うことで、「管理経費の縮減」という指定管理者制度導入の大きな目的が達成されるものであると考えられる。

(オ) 安全管理、緊急時の対応等のリスク回避に関しては、厳しい仕様を要求すべきである(指

摘事項)。

施設によってはこれがおざなりにされ、具体的な保険の担保内容まで厳密に把握していないケースもあると思われる。この点に関しては、弁護士等の法的専門家からの意見も求めながら適切な仕様を確定すべきであろう。

イ 競争原理の確保の観点

(ア) 原則として公募によるべきであり、非公募とするのであれば高度の合理性を要求すべきである(指摘事項)。

公開性の観点からは、広く公募に付すべきであり、非公募は、「公募に付することそれ自体のコストが明らかに不相当な場合」等の例外的な場合に限るべきであろう。

また、例外的に非公募に該当するか否かの判断についても、県の内部で決めるのは不十分であり、外部有識者の意見も採り入れる審査委員会のようなシステムを作るべきである。

(イ) 募集期間は最低でも2～3か月とすべきである(意見)。

初年度は改正法施行の関係で時間的余裕がなく、やむを得ない面もあったかもしれないが、公開性確保の観点から、今後は、最低でも2～3か月の募集期間をおくべきである。

(ウ) 選定委員は、外部委員・専門家を中心として構成すべきである(指摘事項)。

選定委員会のメンバーは基本的に県関係者以外として、しかも、各施設の特性、仕様に精通した外部有識者や専門家を入れるべきである。また、いわゆる収益性が見込まれる施設に関しては、公認会計士等の会計の専門家の登用も視野に入れる必要がある。

ウ 契約によるコントロールの観点

(ア) 第三者への委託(再委託)については、指定管理者制度の趣旨に照らし、厳格に運用すべきである(指摘事項)。

多くの包括協定書においても、第三者への一括委託は禁止され、個別的に第三者へ委託する場合には、届出等を要することになっている。

前述したような競争原理を通じて最も適切な団体を指定管理者として指定するという指定管理者制度導入の趣旨から考えると、一括委託が禁止されることは当然のこととして、一括でなくとも管理業務の本質的部分、重要部分についての再委託については同様に禁止されると考えるべきであるし、個々の再委託の集積であっても、全体としての比率が高い場合には、問題があろう。

(イ) 収支報告書の提出を遵守させ、その内容を詳細に検討すべきである(指摘事項)。

指定管理者から提出される収支報告書の収支がゼロになっているものが非常に多い。しかしながら、通常、収入と全く同額の支出を行うことはよほどの事情がない限りあり得ないものと思われる。

岡山県では、現在、指定管理者から提出された収支報告を受領するだけで、内容の詳細

な検討は行っていない状況である。したがって、収支報告が指定管理業務に係るものを適切に、過不足なく示していることを確かめる体制を整えることが必要である。

(ウ) 行政評価のため、しかるべきモニタリングシステムの構築をすべきである(意見)。

岡山県では、各部局が所管する事務業務について評価調書を作成し、翌年度の予算編成に反映させているが、施設の管理運営については評価の対象としていない。

評価委員会等のモニタリング機関を設置するなどして、例えば、四半期ごとにチェックするなどのシステムを構築すべきである。

(エ) 指定管理者の指定の取消し等がなされた場合の損害賠償の規定を協定書に明記すべきである(意見)。

指定管理者側の帰責事由により指定管理者の指定の取消し等がなされた場合には、岡山県が指定管理者に対し損害の賠償責任をすることができる旨を、協定書に明記すべきである。

エ その他

指定管理者の指定期間にかかる指定管理料の予算措置を行うべきである(意見)。

大多数の指定管理者の指定期間は3年間であるが、県は債務負担行為による予算の確保を行っていない。債務負担行為として予算に定めることで、議会や県民に対して県財政の正確な情報を発信することにもつながるものである。さらに、法的観点からみても、指定期間を定めた協定書の法令上の位置付けについては明確な見解はないものの、協定書は実質的に契約と同等の法的効力を有すると一般に考えられており、法的拘束力を有することは明らかであろう。したがって、以上の観点から、指定管理者の指定と同時に、指定期間にかかる債務負担行為の設定を検討すべきである。

第2節 各論

施設名・概要等	指摘事項及び意見の要旨
<p>1 おかやま旧日銀ホール</p> <p>おかやま旧日銀ホール（以下「本施設」という。）は、歴史的建造物である旧日本銀行岡山支店であり、これを保存し、県民が音楽等の芸術に親しむことができる場とすることを目的として設置された公の施設である。</p> <p>(1) 指定管理者 特定非営利活動法人 バンクオブアーツ岡山</p> <p>(2) 指定の期間 平成17年7月1日 から同20年3月31 日まで</p> <p>(3) 管理運営費（指定管理 料）の支払い 有り</p> <p>(4) 利用料金収入 有り</p> <p>(5) 公募・非公募の別 公募</p> <p>(6) 公募期間（受付期間） 平成16年6月29 日から同年7月22日 まで</p> <p>(7) 選定手続 選定委員会の設置 有り</p> <p>選定委員会の構成 外部委員 3名 内部委員 4名</p>	<p>(1) 指定管理者の選定手続を公募としたことは評価できる。 市民の側から岡山県に対して積極的に活用内容の提案がなされたという特色ある経緯であるにもかかわらず、本施設の規模・性格に照らし、公募による選定手続が採られたことは、公開性・透明性の確保の観点から評価できる。</p> <p>(2) 公募期間が短い（意見）。 当該施設の指定管理業務の経験のない申請希望者に、参入するかどうかの検討をさせ、申請者間の公平性を担保するためには、最低でも2～3か月程度の募集期間を設けるのが望ましいだろう。</p> <p>(3) 選定委員は、外部委員を中心として構成すべきである（指摘事項）。 原則として外部委員のみにするよう改善すべきである。 また、効率的な運営の観点からは、公認会計士等の専門家を登用することも考慮に入れるべきである。</p> <p>(4) 審査基準及び配点についてはおおむね適正である。 審査基準及び配点は、本施設の公益目的が比較的明瞭に把握されているためか、具体的なものとなっており、おおむね適正なものと考えられる。</p> <p>(5) リスク分担規定は、具体的で明確なものとするべきである（指摘事項）。 今後は、包括協定において、具体的で明確な内容のリスク分担表を作成すべきである。</p> <p>(6) しかるべきモニタリングシステムの構築をすべきである（意見）。 時宜にかなった指導や次期指定替えの際の審査資料収集の観点からは、例えば、評価委員会などを設置し、四半期ごとに管理運営状況をモニタリングすることを考えてもよいのではないだろうか。</p> <p>(7) 備品のラベル管理が必要である（意見）。 備品等をもとに、物品に資産Noを付したラベルをちょう付して現物との対応関係を明確にしておく必要がある。 備品は移動可能な物品であることから紛失等のおそれもあり、把握して県備品等管理簿に記載しておく必要がある。</p>

	<p>(8) NPO 法人の会計帳簿と県報告資料との整合性を確保するための工夫が必要である(意見)。</p> <p>今後は、NPO 法人の会計帳簿から県への報告資料作成へのプロセスを残す等して、照合作業が容易にできるような工夫改善が必要である。</p>
<p>2 岡山県グリーンヒルズ津山</p> <p>岡山県グリーンヒルズ津山(以下「本施設」という。)は、岡山県北に位置する津山市郊外に所在する公の施設である。</p> <p>(1) 指定管理者 津山市</p> <p>(2) 指定の期間 平成 1 8 年 4 月 1 日 から同 2 1 年 3 月 3 1 日まで</p> <p>(3) 管理運営費(指定管理料)の支払い 無し</p> <p>(4) 利用料金収入 有り</p> <p>(5) 公募・非公募の別 非公募</p>	<p>(1) 指定管理者制度の運用が制度本来の趣旨に沿っていない(意見)。</p> <p>岡山県において、同様の形態の施設は多数存在するが、そもそも、設置主体である県が管理運営について全く費用負担をせず、すべて市町村に委ねているような施設に、公の施設として県民全体のニーズがあるかどうかそれ自体が改めて問い直されるべきであろう。本施設についても、施設全体の市町村への譲渡も含めて、岡山県の公の施設として維持するかどうかという長期的・根本的な議論をすべきである。</p> <p>(2) 対象施設の切分けを再検討すべきである(意見)。</p> <p>仮に、本施設を岡山県の公の施設として維持するのであれば、両者を分離し、ガラスハウスのあるエリアのみを公募に付するのも、本施設の効率的・効果的運営に照らし、合理性を有するものと思われる。少なくとも、県民・利用者等の意識を調査し、検討の対象とすべきであろう。</p> <p>(3) 委託の禁止条項に実質的に違反している(指摘事項)。</p> <p>本施設においては、実質的にすべての管理業務を第三者に委託しているに等しい状態であり、上記条項違反の疑いが強い。</p> <p>(4) リスク分担についてより具体的で明確な規定を設けるべきである(指摘事項)。</p> <p>特にガラスハウスにおいては、施設利用者の大きな事故も予想されるのであるから、具体的で明確なリスク分担表を作成するよう改善すべきである。</p> <p>(5) しかるべきモニタリングシステムの構築をすべきである(意見)。</p> <p>今後は、事業報告書の信頼性を担保するため、必要な関連資料を入手してチェックする必要がある。また事業計画書に記載された項目について、財団の事業報告書等関連資料を入手して、その事業結果をモニタリングする必要がある。</p> <p>(6) 備品のたな卸実施記録の保存が必要である(指摘事項)。</p> <p>今後は、定期的にたな卸を実施するとともに、現物たな卸の実施記録を整備保存しておく必要がある。</p>

3 岡山県岡山国際交流センター

岡山県岡山国際交流センター（以下「本施設」という。）は、JR岡山駅西口付近に位置し、岡山県民と外国人との相互理解を深め、交流を推進し、地域の国際化を図るために設置された公の施設である。

- (1) 指定管理者
財団法人岡山県国際交流協会
- (2) 指定の期間
平成18年4月1日から
同21年3月31日まで
- (3) 管理運営費（指定管理料）の支払い
有り
- (4) 利用料金収入
有り
- (5) 公募・非公募の別
公募
- (6) 公募期間（受付期間）
平成17年10月7日から
同年11月7日まで
- (7) 選定手続
選定委員会の設置
有り

選定委員会の構成
外部委員 3名
内部委員 3名

- (1) 公募に付し、公開プレゼンテーションの機会を設けた点は評価できる。
公募手続に付した上、公開プレゼンテーションの機会を設けたことは、公開性・透明性の観点から評価できるものとなっている。
- (2) 公募期間が短い（意見）。
当該施設の指定管理業務の経験のない申請希望者に、参入するかどうかの検討をさせ、申請者間の公平性を担保するためには、最低でも2～3か月程度の募集期間を設けるのが望ましいだろう。
- (3) 選定委員は、外部委員を中心として構成すべきである（指摘事項）。
今後は、原則として、外部委員のみとするよう改善すべきである。また、効率的な運営が図れるかどうかをチェックする観点からは、公認会計士等の専門家を登用することも考慮に入れるべきであろう。
- (4) 審査基準及び配点に関し、従前の事業に固定化した項目を設けるべきでない（意見）。
指定管理者制度導入の趣旨が、民間事業者のノウハウ活用にあることに照らすと、独自の事業計画に対する裁量点的な項目も挙げるべきであろう。
- (5) 協定書上の委託等禁止条項を見直すべきである（意見）。
一部であっても「管理業務の本質的部分・重要部分について再委託する場合には、岡山県の事前の承諾を要する」という条項に変更すべきである。
- (6) 管理運営費（指定管理料）に関し、「管理運営経費」と「修繕費」を明確に定義すべきである（意見）。
本指定管理者の事業報告書が極めて簡略で詳細の費目が不明であることも考え併せると、この点について、岡山県が適切なモニタリングをなし得るのか極めて疑問である。
- (7) リスク分担表は妥当である。
リスク分担に関しては、相当具体的かつ詳細なリスク分担表が作成されており、その意味で評価できる。
- (8) 事業報告書の収支報告書が簡略かつ不十分である（指摘事項）。
本施設にあっては、「管理に係る収支の状況」が極めて簡略かつ不十分であり、財団法人の決算書を添付することは最低限必要としても、これのみで事後的なモニタリングはおよそ不可能である。本指定管理者は、経営状況に係る事後的モニタリングの重要性に思いを致すべきである。
- (9) 備品管理が不十分である（意見）。
本施設設立当初から、備品は建物一式の中に含まれ、備品を個別に把握していないことによるものと思われるが、紛失等のおそれもあるから、やはり備品等管理簿等を作成して管理すべきである。
- (10) 委託内容の見直し等による委託料縮減の効果があつた。

4 岡山県南部健康づくりセンター

岡山県南部健康づくりセンター(以下「本施設」という。)は、岡山市平田地内に、健康増進に関し、実践の場を提供するとともに、その調査及び研究等を行うことにより、県民の健康づくりを推進するために設置された公の施設である。

- (1) 指定管理者
財団法人岡山県健康づくり財団
- (2) 指定の期間
平成18年4月1日から
同21年3月31日まで
- (3) 管理運営費(指定管理料)の支払い
有り
- (4) 利用料金収入
有り
- (5) 公募・非公募の別
公募
- (6) 公募期間(受付期間)
平成17年10月7日から
同年11月7日まで
- (7) 選定手続
選定委員会の設置
有り

選定委員会の構成
外部委員 2名
内部委員 3名

- (1) 指定管理者制度導入は一定の合理性がある。
完全に民営化することは困難であるが、健康づくり支援・調査研究が行える民間団体がフィットネスや人間ドックについてその活力を生かすという意味で、指定管理者制度を導入する意義はあるだろう。
- (2) 対象施設の切分けは妥当である。
全体を対象施設とした点は妥当である。
- (3) 公募期間が短い(意見)。
当該施設の指定管理業務の経験のない申請希望者に、参入するかどうかの検討をさせ、申請者間の公平性を担保するためには、最低でも2~3か月程度の募集期間を設けるのが望ましいだろう。
- (4) 選定委員は、外部委員を中心として構成すべきである(指摘事項)。
少なくとも、外部委員が過半数を占めるよう改善すべきである。また、効率的な運営が図れるかどうかをチェックする観点からは、公認会計士等の専門家を登用することも考慮に入れるべきである。
- (5) 審査基準及び配点は妥当である。
- (6) 協定書上の委託等禁止条項を見直すべきである(意見)。
一部であっても「管理業務の本質的部分・重要部分について再委託する場合には、岡山県の事前の承諾を要する」という条項に変更すべきである。
- (7) リスク分担規定は、より整理された内容とすべきである(意見)。
リスクの内容により場合分けをした上、各当事者の帰責性の有無により責任(リスク)の所在を決めるといった、より明確で分かりやすい内容とすべきである。
- (8) 事業全体にわたる収支報告を遵守させるべきである(指摘事項)。
管理運営費が支払われていないからといって、健康診断事業も指定管理の対象とされているのであるから、適切なモニタリングの観点からは、合理的な計算をするなどして、収支計算書に挙げる必要がある。
- (9) 指定管理料の積算は、管理委託当時とは異なる視点で行なうべきである(意見)。
具体的には、他の民間事業者の人件費等のコスト情報を入手し、従来の管理委託コストと比較検討を行うことが必要である。
- (10) 仕様書添付の備品一覧の整備が必要である(意見)。
仕様書添付の備品一覧には、備品ラベル番号を記載して、岡山県が所有する備品の実在性を確認できるよう整備しておく必要がある。
- (11) 台帳整備が必要である(意見)。
「岡山県南部健康づくりセンター備え付け備品一覧」を基に現物確認するとともに、それに基づいた岡山県備品等管理簿を整備する必要があり、岡山県においてはその旨指導すべきである。

	<p>(12) 入札制度の積極的な導入により委託料縮減を図る必要がある(意見)。 本施設においては、競争原理が有効に機能していないことをかんがみると、協定書において、一定金額以上の委託等をする場合には、入札の実施を義務付けるなどの手法も考慮に入れるべきであろう。</p> <p>(13) 3Dハイビジョンシアターの他の用途への利用を検討する必要がある(意見)。 施設の有効利用を図る観点から、防音・音響設備を活かした貸室等他の用途への利用を検討する必要があると考える。</p>
<p>5 岡山県立児童会館</p> <p>岡山県立児童会館(以下「本施設」という。)は、児童福祉法40条に規定する児童厚生施設並びに科学知識の啓発及び指導を行う施設であり、岡山市伊島町内にある岡山県生涯学習センターの一角に所在している。</p> <p>(1) 指定管理者 岡山県立児童館管理運営共同体</p> <p>(2) 指定の期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで</p> <p>(3) 管理運営費(指定管理料)の支払い 有り</p> <p>(4) 利用料金収入 有り</p> <p>(5) 公募・非公募の別 公募</p> <p>(6) 公募期間(受付期間) 平成17年10月7日から同年11月7日まで</p> <p>(7) 選定手続 選定委員会の設置 有り 選定委員会の構成 外部委員 2名 内部委員 3名</p>	<p>(1) 選定手続において公開プレゼンテーションの機会を設けるべきであった(意見)。 公募手続に付している点も評価できるが、手続の公開性・透明性の観点から、公開プレゼンテーションの機会を設けるべきであったと考える。</p> <p>(2) 公募期間が短い(意見)。 当該施設の指定管理業務の経験のない申請希望者に、参入するかどうかの検討をさせ、申請期間の公平性を担保するためには、最低でも2~3か月程度の募集期間を設けるのが望ましいだろう。</p> <p>(3) 選定委員は、外部委員を中心として構成すべきである(指摘事項)。 原則として、外部委員のみにするよう改善すべきである。また、効率的な運営が図れるかどうかをチェックする観点からは、公認会計士等の専門家を登用することも考慮に入れるべきである。</p> <p>(4) 審査基準の配点はよりバランスの取れたものに改善すべきである(意見)。</p> <p>(5) 協定書上の委託等禁止条項を見直すべきである(意見)。 一部であっても「管理業務の本質的部分・重要部分について再委託する場合には、岡山県の事前の承諾を要する」という条項に変更すべきである。</p> <p>(6) リスク分担規定は、より整理された内容とすべきである(意見)。 リスクの内容により場合分けをした上、各当事者の帰責性の有無により責任(リスク)の所在を決めるといった、より明確で分かりやすい内容とすべきである。</p> <p>(7) しかるべきモニタリングシステムを構築すべきである(意見)。 時宜にかなった指導や次期指定替えの際の審査資料収集の観点からは、例えば、評価委員会などを設置し、四半期ごとに管理運営状況をモニタリングすることを考えてもよいのではないだろうか。</p> <p>(8) 施設設備の重点化の見直しが必要である(意見)。 運営予算上の制約もあることから、児童のみならず一般社会人など幅広い利用者を獲得するため、プラネタリウム施設をより前面に出すなどの工夫も考えられてもよいだろう。</p>

	<p>(9) 利用料金の見直し検討が必要である(意見)。 プラネタリウム施設など一般社会人も利用する施設であることから、児童以外の者から応分の受益者負担をもとめることは当然のこととして、利用料金の見直しを検討する必要がある。</p>
<p>6 岡山県総合展示場コンベックス岡山</p> <p>岡山県総合展示場コンベックス岡山(以下「本施設」という。)は、岡山県総合流通センター内に位置し、大規模な展示場・国際会議場を有する総合コンベンション施設として設置されている。</p> <p>(1) 指定管理者 財団法人岡山総合展示場</p> <p>(2) 指定の期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで</p> <p>(3) 管理運営費(指定管理料)の支払い 無し</p> <p>(4) 利用料金収入 有り</p> <p>(5) 公募・非公募の別 公募</p> <p>(6) 公募期間(受付期間) 平成17年10月7日から同年11月7日まで</p> <p>(7) 選定手続 選定委員会の設置 有り</p> <p>選定委員会の構成 外部委員 4名 内部委員 3名</p>	<p>(1) 公募期間が短い(意見)。 最低でも2~3か月の募集期間を確保する必要があると考えられる。</p> <p>(2) 選定委員は外部委員を中心として構成すべきである(指摘事項)。 選定委員会は外部委員を中心として構成し、委員長も外部委員が就任すべきである。</p> <p>(3) 選定基準の設定・配点を見直すべきである(意見)。 指定管理者制度導入の趣旨が、住民のサービスの向上とコストの削減であることからすると、これらの点が明確で重点項目となるような審査基準を設定すべきである。</p> <p>(4) 岡山県への納付金算定根拠が乏しい(意見)。 過去3年間の余剰金相当額の実績から県への納付額を算定するのではなく、指定管理者制度導入の一つの目的である「管理経費の縮減」を図るために、直近年度の収入・支出内容を精査した上で納付最低金額を算定すべきであったと思われる。</p> <p>(5) 岡山県への納付金は定額ではなく、業績に連動したものにすべきである(意見)。 県への納付金は定額とするのではなく、余剰の一定割合など業績に連動するものにすることが必要である。</p>
<p>7 岡山県テクノサポート岡山</p> <p>岡山県テクノサポート岡山(以下「本施設」という。)は、「岡山西リサーチパーク」の中核施設の一つとして、研究者</p>	<p>(1) 公募期間が短い(意見)。 最低でも2~3か月の募集期間を確保する必要があると考えられる。</p> <p>(2) 指定管理料の積算は、管理委託当時とは異なる視点で行うべきで</p>

<p>や技術者等の交流と研究開発に必要な各種の支援を行う施設として設置されている。</p> <p>(1) 指定管理者 財団法人岡山県産業振興財団</p> <p>(2) 指定の期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで</p> <p>(3) 管理運営費(指定管理料)の支払い 有り</p> <p>(4) 利用料金収入 有り</p> <p>(5) 公募・非公募の別 公募</p> <p>(6) 公募期間(受付期間) 平成17年10月7日から同年11月7日まで</p> <p>(7) 選定手続 選定委員会の設置 有り</p> <p>選定委員会の構成 外部委員 4名 内部委員 3名</p>	<p>ある(意見)。 具体的には、他の民間事業者の件費等のコスト情報を入手し、従来の管理委託コストと比較検討を行うことが必要である。</p> <p>(3) 事業収支の余剰が発生した場合でも、その一部は指定管理者に留保させるべきである(意見)。 委託料の精算による返還を求めないとするのではなく、余剰の一定割合など業績に応じて県に返還させることが必要である。</p> <p>(4) 技術情報ライブラリー等の利用業務の管理と一体的に指定管理の対象とするのが適切ではないか(意見)。 技術情報ライブラリー等の利用業務を行える団体に制限があるのであれば、当該団体に、非公募で、技術情報ライブラリー等の利用業務と会議室等の利用の両方を指定管理の対象とし、本館内の会議室や技術情報ライブラリーについても、土日祝日も利用できるように改善を図るべきである。</p>
<p>8 岡山県水島サロン</p> <p>岡山県水島サロン(以下「本施設」という。)は、倉敷市の南部に位置し、水島工業地域の活性化と若者の定住化を図るために、憩いと情報・文化・技術等の交流を図るために設置された文化的施設である。</p> <p>(1) 指定管理者 倉敷市</p> <p>(2) 指定の期間 平成18年4月1日から同19年3月31日まで</p> <p>(3) 管理運営費(指定管理料)の支払い 有り</p>	<p>(1) 指定管理者の選定を非公募とする合理的な理由がない(指摘事項)。 倉敷市開発公社のこれまでの管理状況は、施設の効用を最大限発揮できているとは考えられないのであるから、指定管理者制度導入の制度趣旨からすれば、本施設についても、公募により指定管理者を選定すべきであったと言える。</p> <p>(2) 公募か非公募の決定段階で第三者による審査が必要である(指摘事項)。 指定管理者の選定を非公募で行うか否かの判断を行う過程で、外部有識者の意見も採り入れる審査委員会のようなシステムを作るべきである。</p> <p>(3) 指定管理料の積算は、管理委託当時とは異なる視点で行うべきである(意見)。 具体的には、他の民間事業者のコスト情報等を入手し、従来の管理委託コストと比較検討を行うことが必要である。</p>

<p>(4) 利用料金収入 有り</p> <p>(5) 公募・非公募の別 非公募</p>	<p>(4) 指定管理料の精算を行うべきである(意見)。 協定書で指定管理料の上限を定めた上で、「決算の結果生じた赤字を折半する」とし、指定管理料の精算を行なうようにする必要があったと考えられる。</p>
<p>9 岡山県岡山テルサ</p> <p>岡山県岡山テルサ(以下「本施設」という。)は、勤労者のための福祉施設として平成10年4月に雇用促進事業団と岡山県が主体となって開設した施設であり、平成17年10月、建物の持分2分の1を岡山県が取得し、岡山県の公の施設として設置された。</p> <p>(1) 指定管理者 岡山テルサコンソーシアム</p> <p>(2) 指定の期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで</p> <p>(3) 管理運営費(指定管理料)の支払い 有り</p> <p>(4) 利用料金収入 有り</p> <p>(5) 公募・非公募の別 公募</p> <p>(6) 公募期間(受付期間) 平成17年10月7日から同年11月7日まで</p> <p>(7) 選定手続 選定委員会の設置 有り</p> <p>選定委員会の構成 外部委員 4名 内部委員 3名</p>	<p>(1) 公募期間が短い(意見)。 施設の状況を熟知し、応募書類を整えるには、今後、最低でも2~3か月の募集期間を確保する必要があると考えられる。</p> <p>(2) 選定委員会の委員は、外部委員を中心として構成すべきである(指摘事項)。 本施設は宿泊施設等広く勤労者一般の利用が予定された施設であるから、その選定を担当する選定委員会は経済界の外部委員を中心として構成し、委員長も外部委員が就任すべきである。</p> <p>(3) 選定基準の設定・配点を見直すべきである(意見)。 指定管理者制度導入の趣旨が、住民のサービスの向上とコストの削減であることからすると、これらの点が明確で重点項目となるような審査基準を設定すべきである。</p> <p>(4) 利用料金額の設定は、指定管理者の意見を踏まえて柔軟に行うべきである(意見)。 本施設が娯楽施設の意味合いも持つ施設であることも考慮に入れば、各部門の具体的な収支状況まで明らかとならなくとも、利用料金変更の理由が合理的であり、他の民間施設と比較しても、公の施設として不合理な金額でなければ、利用料金の変更について指定管理者の裁量が尊重されるべきであったと考えられる。</p> <p>(5) 指定管理者制度の趣旨が顕著に発揮された施設である。 民間事業者の活用によって、指定管理者制度導入の目的の一つである「管理経費の縮減」が達成されたことが顕著に分かる事例である。 岡山テルサは民間事業者を活用することにより「住民サービスの向上」と「管理経費の縮減」を達成するという指定管理者制度の趣旨が存分に発揮されている施設であるといえる。</p>
<p>10 おかやまファーマーズ・マーケット サウスヴィレッジ</p> <p>おかやまファーマーズ・マーケット サウスヴィレッジ(以下「本施設」という。)は、岡山市の南部(旧灘崎町)に位置し、都市と農村、ある</p>	<p>(1) 指定管理者の選定を非公募とする合理的な理由がない(指摘事項)。 本施設の指定管理者については公募することにより競争原理を導入し、再委託先の会社も含めて広く民間の活力を生かして効率的な経営を図るべきである。</p>

<p>いは消費者と生産者が交流を深めるための交流体験施設として設置されている。</p> <p>(1) 指定管理者 瀬崎町合併特例区</p> <p>(2) 指定の期間 平成18年4月1日から 同21年3月31日まで</p> <p>(3) 管理運営費(指定管理料)の支払い 有り</p> <p>(4) 利用料金収入 有り</p> <p>(5) 公募・非公募の別 非公募</p>	<p>(2) 再委託の禁止条項に違反している(指摘事項)。</p> <p>(3) 収支報告書の内容を詳細に検討すべきである(指摘事項)。 収支報告が指定管理業務に係るものを適切に、過不足なく示していることを確かめる体制を整えることが必要である。</p> <p>(4) 指定管理料の積算は、管理委託当時とは異なる視点で行うべきである(意見)。 具体的には、他の民間事業者の人件費等のコスト情報を入手し、従来の管理委託コストと比較検討を行うことが必要である。</p> <p>(5) 指定管理者のコスト削減を促進する方策が必要である(意見)。 指定管理業務で利益が生じた場合でも、指定管理者の努力に対する報奨として、一部は指定管理者に留保することを認めるならば、指定管理者のコスト削減意識が促進されると考えられる。 中・長期的な視点からは、指定管理料の余剰の一部は指定管理者に留保させ、指定管理者のコスト削減を促進する方策を取ることが必要である。</p>
<p>11 おかやまファーマーズ・マーケット ノースヴィレッジ</p> <p>おかやまファーマーズ・マーケット ノースヴィレッジ(以下「本施設」という。)は、岡山県北部の勝田郡勝央町に位置し、都市と農村、あるいは消費者と生産者が交流を深めるための交流体験施設として設置されている。</p> <p>(1) 指定管理者 勝央町</p> <p>(2) 指定の期間 平成18年4月1日から 同21年3月31日まで</p> <p>(3) 管理運営費(指定管理料)の支払い 有り</p> <p>(4) 利用料金収入 有り</p> <p>(5) 公募・非公募の別 非公募</p>	<p>(1) 指定管理者の選定を非公募とする合理的な理由がない(指摘事項)。 本施設の指定管理者については公募することにより競争原理を導入し、再委託先の会社も含めて広く民間の活力を生かして効率的な経営を図るべきである。</p> <p>(2) 再委託の禁止条項に実質的に違反している疑いがある(指摘事項)。</p> <p>(3) 収支報告書の内容を詳細に検討すべきである(指摘事項)。 収支報告が指定管理業務に係るものを適切に、過不足なく示していることを確かめる体制を整えることが必要である。</p> <p>(4) 指定管理料の積算は、管理委託当時とは異なる視点で行うべきである(意見)。 具体的には、他の民間事業者の人件費等のコスト情報を入手し、従来の管理委託コストと比較検討を行うことが必要である。</p> <p>(5) 指定管理者のコスト削減を促進する方策が必要である(意見)。 指定管理業務で利益が生じた場合でも、指定管理者の努力に対する報奨として、一部は指定管理者に留保することを認めるならば、指定管理者のコスト削減意識が促進されると考えられる。 中・長期的な視点からは、指定管理料の余剰の一部は指定管理者に留保させ、指定管理者のコスト削減を促進する方策を取ることが必要である。</p>
<p>12 岡山県総合グラウンド</p> <p>岡山県総合グラウンド(以下「本施設」という。)は、岡山市の中心部に位置し、都</p>	<p>(1) 公募手続に付し、公開プレゼンテーションの機会を設けたのは妥当である。 公募手続に付した上、公開プレゼンテーションの機会を設けた</p>

<p>市環境の向上に寄与する公園として、県民のスポーツ、レクリエーションの場として設置されている。</p> <p>(1) 指定管理者 社団法人岡山県総合協力事業団</p> <p>(2) 指定の期間 平成18年4月1日から 同21年3月31日まで</p> <p>(3) 管理運営費(指定管理料)の支払い 有り</p> <p>(4) 利用料金収入 有り</p> <p>(5) 公募・非公募の別 公募</p> <p>(6) 公募期間(受付期間) 平成17年10月7日から 同年11月7日まで</p> <p>(7) 選定手続 選定委員会の設置 有り</p> <p>選定委員会の構成 外部委員 3名 内部委員 2名</p>	<p>ことは、公開性・透明性の観点から評価できるものとなっている。</p> <p>(2) 公募期間が短い(意見)。 当該施設の指定管理業務の経験のない申請希望者に、参入するかどうかの検討をさせ、申請者間の公平性を担保するためには、最低でも2~3か月程度の募集期間を設けるべきである。</p> <p>(3) 審査基準及び配点については、本施設の公益目的に照らし、改善すべきである(意見)。 カットライン基準をクリアした申請者の中で、施設の機能を最大限に発揮するものであること、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること、事業計画に沿った管理を安定して行うことといった実質的な項目につき競争をさせるべきである。</p> <p>(4) 管理運営費(指定管理料)の修繕費は、できる限り変更すべきではないし、変更すべき事態が予測されるなら、あらかじめ包括協定書に規定しておくべきである(意見)。</p> <p>(5) 他会計繰出金の配賦根拠等を明定しておく必要がある(意見)。</p> <p>(6) リスク分担についてより具体的で明確な規定を設けるべきである(指摘事項)。</p> <p>(7) 備品管理について 仕様書添付の備品一覧の整備が必要である(意見)。 指定管理者においては、仕様書添付の備品一覧に備品ラベル番号を記載して、岡山県が所有している備品の実在性を確認できるように整備しておく必要があるし、岡山県においては、次期指定替えの際の考慮事情とすべきであろう。</p> <p>台帳整備が必要である(指摘事項)。 台帳整備をするとともに、それに基づいた備品一覧を仕様書に添付する必要がある。</p> <p>たな卸実施記録の保存が必要である(意見)。 今後は、定期的なたな卸を実施するとともに、現物たな卸の実施記録を整備保存しておく必要がある</p> <p>(8) 委託料縮減について更なる努力が必要である(意見)。</p>
--	---

<p>13 岡山県立城下地下駐車場・地下広場</p> <p>岡山県立城下地下駐車場・地下広場（以下「本施設」という。）は、表町1丁目地区周辺の駐車需要を満たすため、桃太郎大通り地下に整備された地下駐車場及びそれに隣接する地下広場である。</p> <p>(1) 指定管理者 財団法人岡山県開発公社</p> <p>(2) 指定の期間 平成18年4月1日から 同21年3月31日まで</p> <p>(3) 管理運営費（指定管理料）の支払い 無し</p> <p>(4) 利用料金収入 有り</p> <p>(5) 公募・非公募の別 公募</p> <p>(6) 公募期間（受付期間） 平成17年10月7日から 同年11月7日まで</p> <p>(7) 選定手続 選定委員会の設置 有り</p> <p>選定委員会の構成 外部委員 3名 内部委員 2名</p>	<p>(1) 公募期間が短い（意見）。 最低でも2～3か月の募集期間を確保する必要があると考えられる。</p> <p>(2) 選定委員は外部委員・専門家を中心に構成すべきである（指摘事項）。 選定の公正さをうたがわせないためにも、選定委員会は外部委員を中心として構成し、委員長も外部委員が就任すべきである。 大学教授に偏ることなく、駐車場経営に精通する経済人等を選定委員に加えるべきである。</p> <p>(3) 支出基準額の積算は、管理委託当時とは異なる視点で行うべきである（意見）。 具体的には、他の民間事業者の人件費等のコスト情報を入手し、従来の管理委託コストと比較検討を行うことが必要である。</p>
<p>14 特別史跡旧閑谷学校</p> <p>特別史跡旧閑谷学校（以下「本施設」という。）は、国指定の特別史跡旧閑谷学校の施設及びこれに併設されている資料館等の施設である。</p> <p>(1) 指定管理者 財団法人特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会</p> <p>(2) 指定の期間 平成18年4月1日から 同21年3月31日まで</p>	<p>(1) 指定管理の対象施設（岡山県青少年教育センター閑谷学校との一体的管理）を検討すべきである（意見）。 施設全体の効率的な管理という観点からは、全体を一括して指定管理の対象とし、管理に係る経費も見直すべきである。</p> <p>(2) 指定管理者を非公募で選定する場合、非公募によることの適否について第三者による審査を行うべきである（指摘事項）。 本件施設の指定管理者の選定を非公募で行う場合であっても、その適否を第三者による選定機関を設けて審査を行い、指定管理者候補者の選定過程を透明化することが必要である。</p> <p>(3) 指定管理料の積算は、管理委託当時とは異なる視点で行うべきで</p>

<p>(3) 管理運営費(指定管理料) の支払い 有り</p> <p>(4) 利用料金収入 有り</p> <p>(5) 公募・非公募の別 非公募</p>	<p>ある(意見)。 具体的には、他の民間事業者の人件費等のコスト情報を入手し、従来の管理委託コストと比較検討を行うことが必要である。</p> <p>(4) 指定管理業務で純利益が発生した場合でも、その一部は指定管理者に留保させるべきである(意見)。 中・長期的な視点からは、指定管理料の余剰の一部は指定管理者に留保させ、指定管理者のコスト削減を促進する方策を取ることが必要である。</p>
--	---